

平成26年度 随意契約理由書

(単位:円)

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
広報紙編集業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	4,909,588	総務課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
マイタウン支援センター業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	1,760,150	企画財政課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
総合行政ネットワーク(LGWAN)接続機器及び関連機器の賃貸借契約	自 H26.4.1 ～ 至 H31.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	11,080,800(5年間)	企画財政課
		随意契約時の選定理由			
		既存のグループウェア導入業者と契約することにより、機器導入時の作業工数の抑制、情報セキュリティ対策、障害発生時の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)また、契約期間は5年間の長期契約。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条該当)			
財務会計システム賃貸借	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,537,056	企画財政課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、既に構築され稼働中のシステムの賃借であり、システムを変更すると多額の改修費用が発生する。また、システムの安定稼働が本業務の目的であることから、既に構築されているシステムを変更することは障害発生に繋がりがり適切でない。したがって、本システムの賃借は、同社が唯一の相手方であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
住民税に関する電算処理業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	(株)両毛システムズ	3,357,900	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
固定資産税に関する電算処理業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,381,275	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
地方税電子申告支援サービス利用	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	1,814,400	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は電子データを基幹税システムに取り込むため、基幹税システム開発業者と提携している同社が最も安全かつ効率的であるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。			
社会保障・税番号制度対応システム構築業務委託 (平成26年度地方税務システム)	自 H26.10.20 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	3,700,080	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
土地状況類似番号振替対応業務委託	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,376,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
路線価評定及び路線価図作成業務委託	自 H26.5.28 ～ 至 H27.3.31	(株)アイエヌ鑑定	館林市西本町3番28号	2,856,600	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は継続性があり、加えて専門知識及び地域の実情に精通している必要があることから、同社が最も適切、確実に履行できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
固定資産課税客体調査業務委託	自 H26.5.16 ～ 至 H27.3.20	(株)パスコ群馬支店	高崎市栄町14番5号	1,998,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している同社が最も効率的で、適切、確実に履行できるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
社会保障・税番号制度対応システム構築業務(住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム)	自 H26.10.20 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	6,008,040	住民福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹住民基本台帳システム、団体内統合宛名システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
社会保障・税番号制度対応システム構築業務(障害者福祉システム、児童福祉システム)	自 H26.10.20 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,055,000	住民福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹障害者福祉システム、児童福祉システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
子育て世帯臨時特例給付金事業に係るシステム構築委託	自 H26.6.10 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,639,520	住民福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町の住基システム及び基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は住基、税情報と連携する必要があるため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
臨時福祉給付金事業に係るシステム構築業務委託	自 H26.6.10 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	3,211,920	住民福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町の住基システム及び基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は住基、税情報と連携する必要があるため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
G.Be_U福祉医療システム導入業務	自 H26.4.30 ～ 至 H26.11.28	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,976,400	健康づくり課
		随意契約時の選定理由			
		改修するシステムは委託業者が開発し、本体サーバも同者内に設置のため技術的面から他者による施工が困難である。(地方自治法施行令第167条の第1項第2号該当)			
介護保険料徴収処理業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,090,944	健康づくり課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムを活用しての業務であるため、その目的が競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
分別収集立会指導業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	2,670,720	環境水道課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
明和町水道事業検針業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)両毛ビジネスサポート	桐生市広沢町1丁目2802-1	2,293,920	環境水道課
		随意契約時の選定理由			
		水道システムと関連性が有るため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
明和町上水道 南大島浄水場ろ過設備保守点検業務	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	神鋼環境メンテナンス(株)東日本支店	東京都品川区北品川5-9-11	1,728,000	環境水道課
		随意契約時の選定理由			
		品質維持のため、専門知識や技術が必要となる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
農地台帳システム整備業務	自 H26.12.25 ～ 至 H27.3.31	(株)ナカノアイシステム	前橋市六供町423-13	1,404,000	経済建設課 (農業委員会)
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、同社が構築している既存システムの改修のため他社では改修できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成26年度 単独公共 川俣駅周辺鉄道敷地内 分筆登記業委託	自 H26.5.15 ～ 至 H26.7.31	東日本総合計画(株)	前橋市大利根町1-37-9	2,430,000	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、東武鉄道株式会社の鉄道敷地内において測量業務が発生します。鉄道敷地内の作業においては、東武鉄道株式会社が発行する作業指揮者及び列車見張員の資格を有した者が必要であり、県内測量・建設コンサルタント等の業者では、「東日本総合計画(株)群馬営業所」のみのため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成26年度 単独公共 川俣駅周辺地域整備事業 東口駅前広場等整備工事に伴う土壌調査業務委託	自 H26.8.4 ～ 至 H26.10.31	(株)環境科学コーポレーション	群馬県藤岡市浄法寺456	2,376,000	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		土壌汚染対策法に基づく調査は、土地利用履歴等調査、調査に基づく土壌調査、報告書作成となります。調査する業者は、環境省における「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関」に指定されている必要があります。当該業務委託は、設計金額により入札に付する案件ですが、平成26年7月17日付で群馬県環境保線課より正式に土壌汚染対策法に基づく調査命令が明和町に下されました。よって、本調査を実施することにより川俣駅事業の進捗(株式会社橋本産業の用地引渡、橋上駅舎及び自由通路工事等)に大きく支障をきたすことが想定され、指定調査機関であり、過去に明和町内において調査実績があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
平成26年度 単独公共 川俣駅周辺地域整備事業 東口駅前広場修正設計等業務委託	自 H26.8.28 ～ 至 H27.3.13	東日本総合計画(株)	前橋市大利根町1-37-9	2,894,400	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		川俣駅の橋上化および自由通路の基本設計、東口駅前広場詳細設計、町道2-274号線詳細設計を実施し、現地及び設計内容を熟知しており、履行期間の短縮、経費の削減が図られ、円滑かつ適切な業務が期待されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成26年度 単独公共 川俣駅周辺地域整備事業 川俣駅既存駅舎利活用検討業務委託	自 H26.12.19 ～ 至 H27.3.20	協同組合群馬県建築設計センター	前橋市元総社町2-23-7	2,700,000	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		既存の川俣駅舎について東武鉄道(株)に確認したところ、明治40年代の建築物(木造平屋)であり、当時の建築設計図書は建築年が古く保管等されていない状況がわかりました。よって、既存駅舎は、建築基準法が制定された昭和56年以前の建築物並びに設計図書が存在しない建築物のため、耐震診断は非常に難易度が高い業務となります。そこで、難易度が高い耐震診断、またその結果を踏まえての耐震補強設計が可能な建築士が存在するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成26年度 単独公共 川俣駅周辺地域整備事業 駅西口舗装工事等	自 H26.5.15 ～ 至 H26.6.30	(有)司建設	邑楽郡明和町中谷100	1,684,800	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		施工予定箇所(旧折原邸跡地)は、現在の川俣駅西口に隣接しており、館林土木事務所所有の川俣駅西口駅広の起業地となっています。館林土木事務所より当該箇所の借用をお願いし仮舗装することで、駅利用者(送迎)の利便性を一時的に向上させることができます。そこで、現在、館林土木事務所発注の駅西口工事を受注している「(有)司建設」に施工をお願いすることで、速やかな施工及び共通仮設費並びに現場管理費の低廉化が可能なため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			
平成26年度の東武伊勢崎線川俣駅の橋上化および自由通路整備工事	自 H26.12.22 ～ 至 H27.9.30	東武鉄道(株)	東京都墨田区押上1-1-2	370,000,000	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		東武鉄道財産の駅舎整備等に伴う工事のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
庁用車(議会用車両)購入事業	自 H26.5.15 ～ 至 H26.7.17	カーライフオカズミ	明和町南大島411番地	3,980,902	議会事務局
		随意契約時の選定理由			
		町内業者育成のため。(庁内5業者から見積書徴収)(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
明和こども園増築工事設計監理業務委託	自 H26.7.8 ～ 至 H27.3.31	藤井弦建築設計事務所	群馬県館林市仲町10-18	2,891,700	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		プロポーザル方式(企画競争)により競争入札に適しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
明和中学校校舎鳩対策施工	自 H26.8.21 ～ 至 H27.8.27	(株)日和	栃木県鹿沼市下沢680	2,268,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		鳩対策という特別の目的があり、特殊な技術が必要とするため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成26年度小・中学校外国語指導 助手業務委託	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)松商	邑楽郡大泉町北小泉1-35-1	7,529,136	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		教育に関わる業務委託であり、金額だけではなく業者からの企画提案の内容も重視する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成26年度こども園英語保育支援 助手業務委託	自 H26.4.1 ～ 至 H27.3.31	(株)ボーダーリンク	さいたま市大宮区下町2-16-1	10,135,646	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		教育に関わる業務委託であり、金額だけではなく業者からの企画提案の内容も重視する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			